

うちの丘。こども園 重要事項説明書

(施設の名称等)

第 1 条 株式会社ビューティースマイルが設置するこの施設（以下「当園」という。）の類型、名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 類型 保育所型認定こども園
- (2) 名称 うちの丘。こども園
- (3) 所在地 浜松市浜名区内野台二丁目 1 3 番 6 号

◆注記 1：運営基準第 20 条第 1 号該当

◆注記 2：児童福祉施設基準第 13 条第 2 項第 1 号該当

(施設の目的)

第 2 条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

◆注記 1：運営基準第 20 条第 1 号該当

◆注記 2：児童福祉施設基準第 13 条第 2 項第 1 号該当

(運営の方針)

第 3 条 当園は、乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場としての環境を整備するものとする。

- 2 当園は、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、家庭と連携して養護及び教育を一体とした保育を行うものとする。
- 3 当園は、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うものとする。
- 4 保育士等は、専門的な知識と技術及び判断をもって乳幼児を保育するとともに、乳幼児の保護者に対して保育等に関する指導に努めていくものとする。
- 5 当園は、良質かつ適切であり、かつ、乳幼児の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。
- 6 当園は、当園を利用する乳幼児（以下「利用乳幼児という。」）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用乳幼児の立場に立って特定教育・保育を提供するように努める。
- 7 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

8 当園は、浜松市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成26年浜松市条例第68号）第2条、浜松市児童福祉法施行条例（平成24年浜松市条例第40号）第6条及び浜松市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年浜松市条例第67号）第2条その他関係法令及び関係通知を遵守し、事業を実施するものとする。

◆注記1：運営基準第20条第1号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第1号該当

（提供する特定教育・保育の内容）

第4条 当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）及び幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）に基づくとともに、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下に掲げる事業を行う。

（1）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育（同法第7条第2項に規定する教育及び同条第3項に規定する保育に限る。）

（2）前号に掲げる事業を利用する者に対する延長保育及び預かり保育

◆注記1：運営基準第20条第2号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第2号該当

（子育て支援の内容）

第5条 入所する子どもの保護者への支援は、日々の保育に深く関連して行う。

2 当園は、地域に開かれた保育所として、地域の子育て力の向上に貢献するよう、次の事業を実施する。

（1）一時預かり事業

（2）親子ひろば事業

◆注記1：運営基準第20条第11号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第11号該当

（利用定員）

第6条 当園の利用定員は、子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、下表のとおり定める。

区分	利用 定員	内訳						
		0 歳児	1 歳児	2 歳児	満 3 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
(1) 子ども・子育て支援法第19条第1号に規定する小学校就学前子ども（以下「1号認定子ども」という。） 子ども・子育て支援法第30条の4第2号の子ども（以下「新2号認定子ども」という。）	6 人				0 人	2 人	2 人	2 人
(2) 子ども・子育て支援法第19条第2号に規定する小学校就学前子ども（以下「2号認定子ども」という。）	45 人					15 人	15 人	15 人
(3) 子ども・子育て支援法第19条第3号に規定する小学校就学前子ども（以下「3号認定子ども」という。）	35 人	8 人	13 人	14 人				
合計	86 人	8 人	13 人	14 人	0 人	17 人	17 人	17 人
(再掲) 1号認定及び 新2号認定子ども	6 人				0 人	2 人	2 人	2 人
2号認定子ども及び 3号認定子ども	80 人	8 人	13 人	14 人		15 人	15 人	15 人

備考1 表中の利用乳幼児の年齢は、当該年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）の4月1日の前日現在の年齢をいう。

備考2 3号認定子どもに係る0歳児の受け入れは、生後6か月からとする。

◆注記1：運営基準第20条第6号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第6号該当

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第7条 当園の事業の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は、下表のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがあるが、その場合であっても、関係法令を遵守した員数を配置する。

職員の職種	員数	職務の内容
(1) 園長	1人	園務をつかさどり、所属職員を監督する。
(2) 副園長	1人	園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。（主幹保育教諭と兼任の場合がある。）

(3) 主幹保育教諭	2 人	園長及び副園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。
(4) 保育教諭	1 2 人以上	園児の教育及び保育をつかさどる。
(5) 看護師	1 人	園児の健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
(6) 栄養士	1 人以上 (調理員を兼務)	食品衛生責任者等給食責任者として、栄養管理・指導、食育の計画・実践・評価、保護者等からの栄養・食生活に関する相談・助言等の業務を行う。
(7) 調理員	2 人以上	献立に基づき、給食及びおやつ等の調理に関する業務を行う。
(8) 事務職員	1 人	事務をつかさどる。
(9) 嘱託医	1 人	学校保健安全法施行規則（昭和 3 3 年文部省令第 1 8 号）第 2 2 条に定める職務執行の準則に則った業務を行う。
(10) 嘱託歯科医	1 人	学校保健安全法施行規則第 2 3 条に定める職務執行の準則に則った業務を行う。

◆注記 1：運営基準第 2 0 条第 3 号該当

◆注記 2：児童福祉施設基準第 1 3 条第 2 項第 3 号該当

（特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日）

第 8 条 当園の特定教育・保育の提供を行う日及び提供を行わない日は、下表のとおりとする。

区分	特定教育・保育の提供を行う日	特定教育・保育の提供を行わない日
1号認定子ども 新2号認定子ども	月曜日から金曜日までとする（特定教育・保育の提供を行わない日に該当する日を除く。）。	土曜日、日曜日、休日、年度始休業日、夏季休業日、冬季休業日、年度末休業日とする。なお、年度始休業日、夏季休業日、冬季休業日、年度末休業日は、園長が定め、前年度末までに利用乳幼児の保護者へ周知するものとする。ただし、上記長期休み期間において、やむを得ない事情により教育・保育が必要な場合は当園が定める教育標準時間の教育・保育を提供する。
2号認定子ども	月曜日から土曜日までとする（ただし、特定教育・保育の提供を行わない日に該当する日を除く。）。	日曜日、休日及び年末年始（12月29日から12月31日まで及び1月2日から1月3日まで）とする。
3号認定子ども		
備考	特定教育・保育の提供を行う日であっても、非常災害その他急迫の事情があるときは、市と協議のうえ、特定教育・保育の提供を行わないことがある。また、特定教育・保育の提供を行わない日であっても、行事等のため特定教育・保育の提供を行うことがある。これらの場合は、速やかに利用乳幼児の保護者へ周知するものとする。	

備考 1 表中の休日は、国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日をいう。

◆注記１：運営基準第２０条第４号該当

◆注記２：児童福祉施設基準第１３条第２項第４号該当

(特定教育・保育の提供を行う時間)

第９条 当園の開所時間、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成２６年４月３０日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第１号）第９条第１項第２号に規定する教育時間並びに子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第４条第１項に規定する１月当たり平均２７５時間まで（１日当たり１１時間までに限る。）の区分（以下「保育標準時間」という。）及び１月当たり平均２００時間まで（１日当たり８時間までに限る。）の区分（以下「保育短時間」という。）に係る当園の利用時間帯は、下表のとおりとする。

区分		月曜日から金曜日まで	土曜日
開所時間		午前７時から午後６時３０分まで	
利用 時間帯	教育標準時間	午前８時４５分から午後３時まで	
	保育標準時間	午前７時から午後６時までの範囲内で、保育標準時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。	
	保育短時間	午前８時３０分から午後４時３０分までの範囲内で、保育短時間認定を受けた教育・保育給付認定保護者が保育を必要とする時間とする。	
預かり保育の実施		新２号認定子どもが、教育標準時間以外において、必要に応じて午前７時３０分から午前８時４５分まで及び午後３時から午後５時３０分までの範囲内で、預かり保育を提供する。	
長期休み保育の実施		新２号認定子どもが長期休み期間において、必要に応じて次の時間帯の範囲内で、長期休み保育を提供する。 (１) 午前７時３０分から午前８時４５分まで (２) 午前８時４５分から午後３時まで (３) 午後３時から午後５時３０分まで	
延長保育の実施		２号認定子ども及び３号認定子どもが保育標準時間又は保育短時間以外において、必要に応じて次の時間帯の範囲内で、時間外保育を提供する。 (１) 保育標準時間認定の場合 午後６時から午後６時３０分まで (２) 保育短時間認定の場合 午前７時から午前８時３０分まで及び午後４時３０分から午後６時３０分まで	
備考		預かり保育及び延長保育については、職員配置等の状況により、あらかじめ保護者に周知したうえで、特定の日において提供を行わないことがある。	

備考１ １号認定子どもが教育標準時間外において、やむを得ない事情により保育が必要な場合は、預かり保育を提供する。

◆注記１：運営基準第２０条第４号該当

◆注記２：児童福祉施設基準第１３条第２項第４号該当

(利用者負担その他の費用の種類等)

第10条 当園は、教育・保育給付認定を行った市町村の定める利用者負担（保育料）を当該利用乳幼児の保護者から徴収する。

2 当園は、特定教育・保育施設の提供に当たって、当該特定教育・保育施設の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、下表に掲げる当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を利用乳幼児の保護者から受ける。

【上乗せ徴収】（特定負担額）

支払を受ける 費用の種類	内容	支払を求める理由	支払を 求める額
教育充実費	玩具、絵本、折り紙、画用紙等の購入	室内外遊びや製作活動の充実のため	年額6000円

3 当園は、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の額の支払を利用乳幼児の保護者から受ける。

【実費徴収】

支払を受ける 費用の種類	内容	支払を求める理由	支払を求める額
主食費	1号認定子どもの主食費	給食における主食の提供のため	月額1000円
	新2号認定子どもの主食費		月額1000円
	2号認定子どもの主食費		月額1000円
副食費	1号認定子どもの副食費	給食の提供に必要な食材費の購入のため	月額4000円
	新2号認定子どもの副食費		月額5000円
	2号認定子どもの副食費		月額5000円
物品購入費	名札※、連絡帳※、自由画帳、通園かばん、おどろぐケース等	保育活動で使用し、個人の所有物となるため	実費 630円～
被服購入費	カラー帽子※、園服、体操服	保育活動で使用し、個人の所有物となるため	実費 950円～
行事参加費	電車・バス代等	園外活動の実施にあたり、交通費等が必要となるため	実費（事前連絡）
おやつ代	1号認定子どものおやつ代	おやつ提供に必要な食材費の購入のため	50円／回

備考1 支払いを求める額に「実費」と記載のあるものについて、具体的な品名や金額は、その都度あらかじめ保護者に周知するものとする。※は園指定のものを使用とする。

備考2 副食費については、教育・保育給付認定を行った市町村から免除の対象者として通知のあった者への支払いは求めない。

備考3 給食主食費及び副食費に関して、その月に1日でも利用した場合は主食費1000円、副食費5000円(4000円)を徴収する。ただし、その月に1日も給食を利用しなかった場合は徴収しない。

- 4 当園は、第9条第2号に規定する延長保育及び預かり保育を利用した利用乳幼児の保護者から下表に掲げる費用の額の支払いを受ける。

【延長保育】

支払を受ける 費用の種類	内容	支払を求める額
延長保育料	2号認定子ども及び3号認定子どもが提供を受けた延長保育の費用	200円/30分

備考1 やむを得ない事情により、午後6時30分を過ぎ提供を受けた延長保育の費用は1000円/30分の支払を求める。

【預かり保育】

支払を受ける 費用の種類	内容	支払を求める額
預かり保育料	1号認定子ども及び新2号認定子どもが提供を受けた預かり保育の費用	(1) 午前7時30分から午前8時45分まで 150円/日 (2) 午後3時から午後5時30分まで 300円/日 (3) 午後5時30分から午後6時30分まで 200円/30分

備考1 新2号認定子どもの預かり保育料について、当園は、子ども・子育て支援法第30条の11第3項に基づき、浜松市から施設等利用費の支払いを受ける。

備考2 やむを得ない事情により、午後6時30分を過ぎ提供を受けた預かり保育の費用は1000円/30分の支払を求める。

【長期休み保育】

支払を受ける 費用の種類	内容	支払を求める額
長期休み保育料	新2号認定子どもが提供を受けた長期休み保育の費用	(1) 午前7時30分から午前8時45分まで 150円/日 (2) 午前8時45分から午後3時まで 800円/日 (3) 午後3時から午後5時30分まで 300円/日 (4) 午後5時30分から午後6時30分まで 200円/30分

- 5 前各項に掲げる費用の額の支払期限及び支払方法については、あらかじめ利用乳幼児の保護者へ周知す

るものとする。

6 当園は、前1項から第4項までに掲げる費用の額の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該利用乳幼児の保護者に交付する。

7 当園は、前1項から第4項までに掲げる費用の額の根拠を利用乳幼児の保護者から求められた場合は、遅滞なく開示するものとする。

◆注記1：運営基準第20条第5号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第5号該当

◆注記3：支払期限や支払方法の保護者への周知、領収書の交付、費用の額の根拠の開示を行うこと。

(利用の開始に関する事項)

第11条 1号認定子ども及び新2号認定子どもについては、利用の申込みに係る1号認定子ども・新2号認定子どもの数及び当園を現に利用している1号認定子ども・新2号認定子どもの総数が、当園の1号認定子ども及び新2号認定子どもに係る利用定員の総数を超える場合においては、あらかじめ利用乳幼児の保護者に明示した選考方法により選考を行い、面接を行ったうえで、利用を開始させるものとする。

2 2号認定子ども及び3号認定子どもについては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し選考された利用調整に基づき、浜松市からあっせん及び要請を受けた乳幼児及び保護者に対し、面接を行ったうえで、利用を開始させるものとする。

3 特定教育・保育の提供に当たっては、利用乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めるものとする。

◆注記1：運営基準第20条第7号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第7号該当

(利用の終了に関する事項)

第12条 次の各号のいずれかに掲げる場合には、保育の提供を終了するものとする。

(1) 1号認定子ども及び新2号認定子どもが、小学校に就学したとき

(2) 2号認定子どもが、小学校に就学したとき

(3) 1号認定子ども及び新2号認定子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付の支給要件に該当しなくなったとき

(4) 2号認定子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付の支給要件に該当しなくなったとき

(5) 3号認定子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付の支給要件に該当しなくなったとき

(6) その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき

◆注記1：運営基準第20条第7号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第7号該当

(利用にあたっての留意事項)

第13条 利用の開始に伴い面接を行った保護者に支給認定証の提示を求め、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの

区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

- 2 利用を開始しようとする乳幼児の保護者に対して、あらかじめ、運営基準第5条に規定する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について当該保護者の同意を得るものとする。
- 3 前項に規定する重要事項を記した文書については、当園の見やすい場所に掲示する。

◆注記1：運営基準第20条第7号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第7号該当

(緊急時等における対応方法)

- 第14条 現に特定教育・保育の提供を行っているときに利用乳幼児に体調の急変が生じた場合等には、必要に応じて迅速に応急措置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の手配、当該利用乳幼児の保護者及び浜松市への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項の事故等の状況及び事故等に際して採った処置について記録するとともに、事故等の発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
 - 3 特定教育・保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

◆注記1：運営基準第20条第8号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第8号該当

(非常災害対策)

- 第15条 火災、地震等の非常災害に備えて、消防計画、職員の役割分担、緊急時の対応等についてのマニュアルを作成し、その周知を図り、少なくとも毎月1回以上の避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。また、警察署や消防署、近隣の地域住民等と連携の下、利用乳幼児の安全に留意するものとする。
- ◆注記1：運営基準第20条第9号該当
- ◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第9号該当
- ◆注記3：消防計画、職員の役割分担、緊急時の対応等についてのマニュアルを作成し、周知を行うこと

(虐待の防止のための措置)

- 第16条 当園の職員は、利用乳幼児に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
- 2 当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
 - 3 当園は、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、これを児童相談所等の機関に通告する。
- ◆注記1：運営基準第20条第10号該当
- ◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第10号該当
- ◆注記3：責任者の設置や職員に対する研修の実施等を行うこと

(秘密保持)

第17条 当園の職員（職員であった者を含む。）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

◆注記1：運営基準第20条第11号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第11号該当

(苦情解決)

第18条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する利用乳幼児又はその保護者その他の当該利用乳幼児の家族(以下この条において「利用乳幼児等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ、利用乳幼児の保護者に周知する。

2 当園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 当園は、その提供した特定教育・保育に関する利用乳幼児等からの苦情に関して浜松市が実施する事業に協力するよう努める。

4 当園は、その提供した特定教育・保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用乳幼児等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、浜松市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

5 当園は、浜松市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を浜松市に報告する。

◆注記1：運営基準第20条第11号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第11号該当

(会計の区分)

第19条 当園は、運営基準第33条の規定に基づき、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分し、その経理については社会福祉法人会計基準に則って行う。

◆注記1：運営基準第20条第11号該当

◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第11号該当

(記録の整備)

第20条 当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づく教育及び保育の目標を達成するために、全体的な計画を編成するとともに、指導計画を作成するものとし、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録する。

2 当園は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

3 当園は、利用乳幼児に対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 運営基準第15条第1項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画

(2) 運営基準第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

- (3) 運営基準第19条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 運営基準第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 運営基準第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 4 当園は、利用乳幼児に対する特定教育・保育の提供に関する認定こども園こども要録を整備し、当該利用乳幼児が小学校を卒業するまでの間（学籍等に関する記録については20年間）保存する。
- ◆注記1：運営基準第20条第11号該当
- ◆注記2：児童福祉施設基準第13条第2項第11号該当
- ◆注記3：要録や学籍等は、運営規程において定める期間を満了するまで保存すること

【管轄する消防署】

（消防署名）浜北消防署

（所在地） 浜松市浜名区西美蘭58 （電話番号） 053-586-0119

【管轄する警察署】

（警察署名）浜北警察署

（所在地） 浜松市浜名区小松3218 （電話番号） 053-585-0110

【嘱託医】

（名称） 大石内科痛みのクリニック （医院長名）大石 正隆

（所在地） 浜松市中央区住吉2-9-8 （電話番号） 053-474-8500

【嘱託歯科医】

（名称） 大石歯科 （医院長名）大石 修三

（所在地） 浜松市中央区入野町16100-20 （電話番号） 053-445-6455

【保険に関する事項】

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容 補償金額	① 対人賠償 被害者1名につき2000万円、1回の事故につき1億円 ② 対物賠償 100万円
保険の種類	傷害保険
保険の内容 補償金額	① 死亡・後遺障害 1名あたり300万円 ② 入院保障金日額 1名あたり3000円 ③ 通院保険金日額 1名あたり2000円